

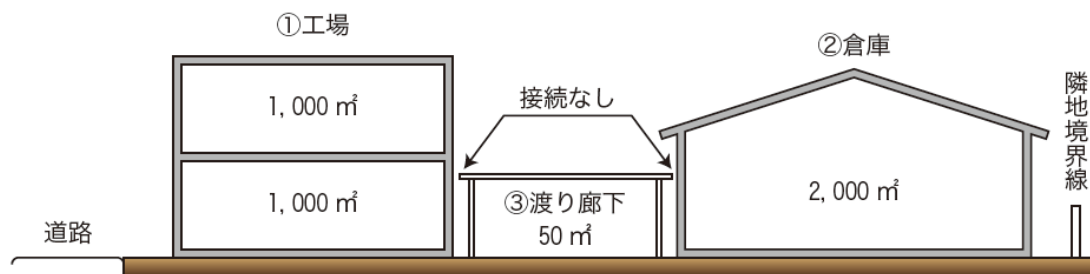
第3節 消防用設備等の設置単位

第1 消防用設備等の設置単位

消防用設備等の設置単位は、建築物（屋根及び柱又は壁を有するものをいう。以下同じ。）である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。（第1－1図参照）

なお、ここでいう「棟」とは、原則として、独立した一の建築物、又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となるものをいうものであること（建築物と建築物が、構造上独立している直接外気に開放された渡り廊下等で、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているもの（一の建築物から発生した火災が、渡り廊下を介して延焼するおそれがないもの及び建基令第5章の避難施設等の規定について、各々の建築物内で適合しているものに限る。）を除く。第1－2図参照）。

独立した一の建築物が相互に接続されて一体となっているものを判断するにあたっては、第1－3図を参考とすること。



建築物	用途	政令別表第1	階数	延べ面積
①	工場	(12)項イ	2 / 0	2,000 m ²
②	倉庫	(14)項	1 / 0	2,000 m ²
③	渡り廊下	(15)項	1 / 0	50 m ²

3棟の防火対象物として、消防用設備等を設置する。

第1－1図

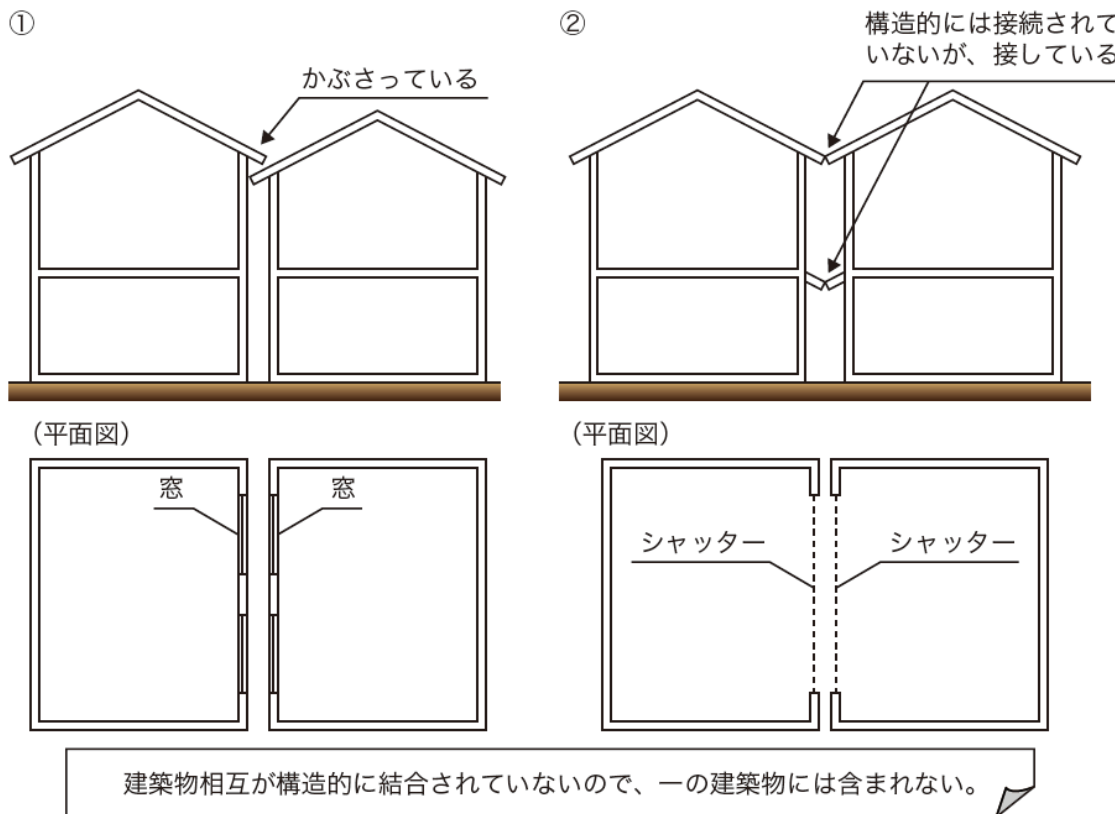


3棟の防火対象物として、消防用設備等を設置する。

※本節第3により、別棟として取り扱う場合に限る。

第1－2図

(その1) 相互の建築物のひさし又は屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合



(その2) 相互の建築物の面するそれぞれの外壁に窓又は出入口が対面してある場合

